

「（仮称）苓北風力発電事業」環境影響評価方法書について の熊本県知事意見 [全体事項]

- (1) 風力発電設備の位置や設置基数等の決定に当たり、環境の保全の観点から検討した内容や結果について可能な範囲で具体的に記載すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺には住居や事業所が所在し、風力発電設備の配置等によっては騒音や超低周波音、風車の影等による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、騒音や超低周波音、風車の影等について適切に調査・予測・評価を実施し、その結果を踏まえて周辺住居等の生活環境への影響の回避又は低減に努めること。

[大気環境]

〈騒音及び低周波音〉

- (1) 施設稼働による超低周波音の影響については、設置予定の風車と同機種又は同規模の風車から発生する実測値を可能な範囲で入手し、予測・評価に反映させること。

〈騒音・振動〉

- (1) 工事用資材等の搬出入による騒音及び振動の影響について、夜間に走行する特殊車両による影響の予測・評価の必要性について検討すること。

なお、必要ないと判断した場合はその理由を具体的に記載すること。

〈振動〉

- (1) 建設が予定されている風力発電機のローターの直径は最大 130m であり、尾根沿いに巨大な風力発電機が複数設置されることによる共振の発生の可能性について検討する必要がある。

そのため、施設稼働による振動の影響について、評価項目として選定し、予測・評価する必要があるか検討すること。

なお、必要ないと判断した場合は、その具体的な根拠を準備書に記載すること。

[水環境]

〈水質〉

- (1) 水質調査実施時に濁水が観測された場合は、観測された地点よりも下流側でも水質調査を実施すること。

〔動物・植物・生態系〕

〈鳥類〉

- (1) 施設稼働による鳥類への影響評価に係る現地調査の実施に当たっては、事業実施区域周辺がツルの渡り鳥のルートであると推測されることを踏まえ、事業を実施する地域特性を鑑みた適切な調査を実施すること。
- (2) 対象事業実施区域は動植物の重要な種の生息地であると考えられ、また、大陸からの渡り鳥が周辺を通過する可能性があることから、調査・予測・評価の結果については、対象事業実施区域の動植物に見識のある有識者へ意見を求め、その概要を示すこと。
- (3) ツル類やアカハラダカが春季及び秋季に対象事業実施区域周辺を通過する可能性を鑑み、鳥類（渡り鳥）の現地調査は、風車設置予定場所周辺上空を通過する渡り鳥の数を適確に把握することができる時期に十分な調査期間を確保すること。
なお、現地調査において十分な個体数が確認できない場合は、対象事業実施区域と同緯度を通過する際の飛翔高度を具体的に予測すること。
- (4) 夜間に飛行する鳥類の調査をボイスレコーダーや目視により実施することとなっているが、鳥類の飛行状況を十分に把握できないと判断した場合は、レーダー等を用いて鳥類の飛行する数や高度等を把握するよう努めること。